

答 申 書

(答申第24号)

平成12年3月21日

1 審査会の結論

- (1) 個人を特定して開示請求された当該個人に係る狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく畜犬登録原簿の写し及び狂犬病予防注射済証の写しのうち、電話番号を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分については、開示すべきである。
- (2) 個人を特定して開示請求された当該個人に係る土佐犬に関する登録台帳整理簿を不存在としたことは妥当ではなく、平成10年度の予防注射督促一覧表を当該個人に係るもの以外の住所、所有者氏名及び犬の名前並びに電話番号を除き開示すべきである。
- (3) 狂犬病予防法に基づく死亡届及び変更届並びに土佐犬の道内、〇〇管内及び〇〇町内における過去5年間の登録頭数、注射頭数が分かる文書を不存在としたことは妥当である。
- (4) 不存在通知を一部開示決定通知書の備考欄に記載することにより行ったことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

- (1) 本件諮問事案における審議について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、次のとおりである。

(ア) 〇〇町に在住する特定の個人（以下「本件個人」という。）が現在までに所有、管理したすべての土佐犬に係る狂犬病予防法（以下「法」という。）に基づく畜犬登録原簿、予防注射済証、死亡届及び変更届並びに登録台帳整理簿（これに代わるものを含む。以下「本件整理簿」という。）

(イ) 土佐犬の狂犬病予防法に基づく道内、〇〇管内及び〇〇町内における過去5年間の登録頭数、注射頭数が分かる文書（以下「登録頭数等が分かる文書」という。）

イ 本件開示請求に対し北海道知事（以下「実施機関」という。）は、アの(ア)のうち、畜犬登録原簿及び予防注射済証に該当する文書として本件個人の狂犬病予防法施行細則（昭和45年北海道規則第32号）第4条に基づく畜犬登録原簿の写し（以下「本件登録原簿」という。）及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第12条に基づく狂犬病予防注射済証の写し（以下「本件注射済証」という。）を特定し、そのうち、それぞれ次の部分が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして、また、アの(ア)のうち、死亡届、変更届及び本件整理簿並びに登録頭数等が分かる文書については不存在であるとして一部開示決定（以下「本件処分」という。）をしておき、異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(ア) 本件登録原簿

犬の所有者の電話番号、犬の種類、犬の毛色、犬の名、犬の生年月日及び犬の性別

(イ) 本件注射済証

種類、毛色、名号、生年月日、性別及び体格

また、異議申立人は、本件処分に関して、不存在通知を公文書一部開示決定通知書の備考欄に記載して行ったことは手続的に違法ではないかと主張しており、その点からの本件処分の妥当性についても判断することとする。

(2) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報として定めている。

イ 本件登録原簿及び本件注射済証について

(ア) 一般に個人が犬を所有し、又は管理しているということは、犬の一般的な飼養形態等から考えれば、通常他人に知られたいと認められる情報とまではいえないが、畜犬登録原簿の写し（以下「登録原簿」という。）は、犬を所有しているというだけでなく、登録をしているということ、また、狂犬病予防注射済証の写し（以下「注射済証」という。）は、犬を所有し、又は管理しているというだけでなく、注射をしているということを表していることから、これらを開示することにより、結果として未登録であること又は未注射であることが明らかになるおそれがある。そして、自己の所有する犬が未登録であること又は自己の所有し、若しくは管理する犬が未注射であることは、単に犬を所有し、又は管理していることとは異なり、通常他人に知られたいと認められる情報であるといえる。

したがって、登録原簿及び注射済証に記録されている情報のうち、特定の個人が識別され得るものについては、他に特別の事情等がない限り1号情報に該当すると考えられる。

(イ) 本件開示請求にあっては、請求の対象が特定の個人に関する文書であることから、当該文書を特定の個人の住所及び氏名によって特定せざるを得ず、これを特定することによって氏名及び住所については、秘匿の利益を失うことになることから、本件処分においては、本件個人の氏名及び住所が既に開示されている。

このことからすれば、個人の氏名及び住所が既に明らかになっている本件登録原簿及び本件注射済証に記録されている犬の種類、毛色等の犬に関する情報については、個人の財産に関する情報ではあるが、犬の一般的な飼養形態等からみれば、それ自体が通常他人に知られたいと認められる情報とまではいえず、1号情報に該当しないと判断する。

しかし、本件登録原簿に記録されている電話番号（以下「本件電話番号」という。）については、電話番号が通常他人に知られたいと認められる情報であり、かつ、本件登録原簿を特定するために必ずしも必要な情報ではないことから、1号情報に該当すると判断する。

なお、異議申立人は、電話番号が一般に電話帳に記載されていることから、何人

でも知りうる情報であるため、本件電話番号については開示すべきであると主張しているが、電話番号を電話帳に掲載するか否かは、個人の主観的判断によるものであり、1号情報の該当性は、主観的判断のいかんを問わず社会通念上他人に知られたくない情報か否かという客観的な基準により判断すべきであるため、異議申立人の主張は採用できない。

また、異議申立人は、本件処分の取消しの理由として、本件登録原簿に記録されている内容を開示することが公益上必要である旨を主張しているが、本件電話番号については、条例第11条に規定されている人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上開示の必要があると認められる情報といえないことは明らかである。

(3) 対象公文書の一部を不存在としたことの妥当性について

ア 死亡届及び変更届について

法第4条第4項に基づく死亡届及び変更届については、実施機関の説明によれば本件個人が現に届出をした事実がないと認められることから、不存在としたことは妥当であると考えられる。

イ 本件整理簿について

犬の登録台帳整理簿（以下「整理簿」という。）は、畜犬登録原簿及び予防注射済証の情報に基づき、実施機関が電子計算機に随時入力し、磁気ディスクに蓄積したデータから、出力日の属する年度の前年度において登録した犬のうち、出力時に設定した期限までに未注射の犬を抽出条件にして作成される文書であり、データは日々更新されるため、過去におけるデータは、時点ごとのバックアップデータを保有していない限り出力できないものであると認められる。

本件処分に当たり、実施機関は、文書による注射催告を実施したのは平成8年度のみであったとし、当該催告のために出力した整理簿の中に本件個人の氏名が存在しないことから、本件整理簿については不存在としたものである。たしかに、平成8年度の整理簿には本件個人の氏名は存在しないことが認められる。

しかしながら、実施機関のその後の調査により、平成9年度及び10年度についても文書による注射催告を実施しており、そのために予防注射督促一覧表（以下「一覧表」という。）という名称の公文書を作成していたことが判明した。一覧表に記載されている情報をみると、整理簿と比較して、出力日の属する年度の前年度までに登録された犬のうち、出力時に設定した基準日において未注射である犬という抽出条件は同一であり、また、出力項目についても登録年月日、犬の所在地、犬の生年月日以外は同一であることが認められる。そして、平成10年度の一覧表（以下「本件一覧表」という。）の中に本件個人の土佐犬に関する情報が記録されていることが判明した。本件開示請求に係る開示請求書には「登録台帳整理簿（無ければそれに代わるもの）」と記載されていることからすれば、請求の対象は整理簿と同様の注射催告に関する情報が記録されている文書であり、本件一覧表はこれに当たると考えられる。

本件一覧表は、平成10年6月末日までに予防注射を実施していなかった犬の所有者に対し、予防注射の督促をするために作成した文書であると認められる。このことから、本件一覧表は、未注射であった犬の所有者であるということ及び予防注射の督促を受けた者であるということを表しており、これらはいずれも通常他人に知られたくない情報であると認められることから、これに記録されている情報のうち、特定の個

人が識別され得るものについては、1号情報に該当すると考えられる。

このことからすれば、本件一覧表に記録されている情報のうち、犬の所有者の住所、氏名及び電話番号については、特定の個人が識別され得る情報であることは明らかであり、また、犬の名前については、本件一覧表が特定の地域に限定されたものであることからすれば、これを開示すると他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る可能性があるため、いずれも1号情報に該当すると考えられる。しかし、電話番号を除く本件個人に係る情報については、(2)のイの(イ)で述べたとおり既に秘匿の利益を失っており、1号情報に該当しないと判断し、開示すべきであると考えられる。

したがって、本件整理簿を不存在としたことは妥当でなく、本件一覧表を請求の対象となる公文書として特定し、特定の個人が識別され得る情報である住所、所有者氏名及び犬の名前（本件個人に係るものを除く。）並びに電話番号を除き開示すべきである。

ウ 登録頭数等が分かる文書について

登録頭数等が分かる文書については、実施機関において土佐犬に限定した調査を行った事実がないことが認められるため、不存在としたことは妥当であると考えられる。

なお、異議申立人は、土佐犬の登録頭数及び注射頭数については畜犬登録原簿と予防注射済証から分かる情報であるから調査の上、作成して開示すべきであると主張しているが、条例第2条第2項の規定は、公文書の開示について、実施機関が作成又は取得し、管理しているものを対象としているのであって、条例は、実施機関に対し、開示請求に係る文書を新たに作成し、当該文書を請求者に対して開示することまで要求しているものではないことは明らかである。

(4) 不存在通知の方法の妥当性について

異議申立人は、一部開示決定通知書の備考欄に不存在である文書を記載し、別に不存在通知書を作成していないのは、手続的に違法である旨主張している。

たしかに、一部開示決定通知は条例第15条第1項、不存在通知は条例第17条に基づくものであり、根拠規定は別である。

しかしながら、これらの規定の趣旨は、共に、不利益処分をする際には処分理由を具体的に記載することにより、処分の慎重かつ合理的な判断を確保すること及び理由を開示請求者に知らせることにより不服申立てに便宜を与えるということにあると考えられる。そうであるとすれば、条例上は、処分の根拠と処分の理由が開示請求者に通知されていれば足りると考えられ、不服申立ての機会の確保という点からみて、必ずしも別々の通知書により通知しなければならないものではない。

したがって、一部開示決定通知書の備考欄に請求に係る公文書の一部について不存在である旨の記載をして不存在通知をすることについては、不存在通知の根拠規定が明示されていないこと等の問題点はあるが、条例に違反するとははいえないと判断する。

なお、本件処分のうち不存在通知に係る部分（以下「本件不存在通知」という。）においては、備考欄に記載した内容が不存在の公文書の名称のみであり、不存在の理由について何ら記載されていないことから、その点において条例の趣旨に反すると認められる。しかしながら、仮に本件不存在通知を取り消し、改めて理由を付記して不存在通知をしたとしても、当該公文書を不存在として通知したことに対する異議申立ては既に行

われていること、また、本件整理簿については、本件異議申立てに係る決定に基づき開示すべきであり、死亡届、変更届及び登録頭数等が分かる文書については、不存在であるという事実が変更になるわけでもないことから、異議申立人にとって、本件不存在通知を取り消して改めて処分することによる利益がなく、本件不存在通知を取り消す必要があるとまではいえない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年 9 月27日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成11年10月 4 日 (第17回 審査会)	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を審査会第一部会に付託
平成11年10月18日 (審査会第一部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成11年11月22日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年12月 7 日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年12月13日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年12月17日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年12月27日 (第20回 審査会)	○ 審議
平成12年 1 月17日 (第21回 審査会)	○ 審議
平成12年 1 月19日	○ 審議

(審査会第一部会)	
平成12年 2 月14日 (第22回審査会)	○ 審議
平成12年 2 月16日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成12年 2 月28日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成12年 3 月 6 日 (第23回審査会)	○ 答申案審議
平成12年 3 月21日	○ 答申